

令和6年2月13日
建設常任委員会資料

令和6年2月定例県議会提出予定議案

土 木 部

〈問い合わせ先〉

土木部総務課長 溝垣 敏宏

直通：078-362-3496

内線：4310

E-mail: doboku_soumu@pref.hyogo.lg.jp

令和6年度当初予算概要

令和6年度当初予算について [土木部]

1 予算規模

(単位：千円)

区 分	R5当初①	R6当初②	増 減	率 (②/①)
一般会計	126,161,009	125,996,465	△164,544	99.9%
港湾整備事業特別会計	3,466,417	5,097,509	1,631,092	147.1%
合 計	129,627,426	131,093,974	1,466,548	101.1%
流域下水道事業会計	59,090,134	57,730,134	△1,360,000	97.7%

2 投資事業

(1) 投資補助

(単位：千円)

区 分	R5当初①	R6当初②	増 減	率 (②/①)
1 公 共 事 業 費	60,353,000	60,147,000	△206,000	99.7%
道路・街路	36,972,000	36,804,000	△168,000	99.5%
河 川	11,004,000	11,130,000	126,000	101.1%
砂 防	7,839,000	8,231,000	392,000	105.0%
海 岸・港 湾	4,538,000	3,982,000	△556,000	87.7%
2 国直轄事業負担金	9,694,000	9,646,000	△48,000	99.5%
道 路	5,716,000	5,688,000	△28,000	99.5%
河 川	2,335,000	2,323,000	△12,000	99.5%
砂 防	1,161,000	1,155,000	△6,000	99.5%
海 岸・港 湾	482,000	480,000	△2,000	99.6%
投資補助 計	70,047,000	69,793,000	△ 254,000	99.6%

(2) 投資单独

(単位：千円)

区 分		R5当初①	R6当初②	増 減	率 (②/①)
通 常 分	1 県单独土木事業費	26,385,000	26,385,000	0	100.0%
	道路・街路	16,103,300	16,428,000	324,700	102.0%
	河川	7,094,000	6,954,000	△140,000	98.0%
	砂防	843,000	843,000	0	100.0%
	海岸・港湾	1,931,100	1,637,900	△293,200	84.8%
	空港	413,600	522,100	108,500	126.2%
緊 急 措 置 事 業 分	2 県单独緊急防災・ 減災対策事業費	2,500,000	2,500,000	0	100.0%
	道路	1,355,000	1,328,000	△27,000	98.0%
	河川	438,000	450,000	12,000	102.7%
	海岸	707,000	722,000	15,000	102.1%
	3 県单独緊急自然災害 防止対策事業費	4,200,000	4,200,000	0	100.0%
	道路	600,000	800,000	200,000	133.3%
	河川	1,400,000	1,600,000	200,000	114.3%
	砂防	1,700,000	1,200,000	△500,000	70.6%
	海岸	500,000	600,000	100,000	120.0%
	4 県单独緊急浚渫 推進事業費	2,100,000	2,100,000	0	100.0%
	河川	2,000,000	2,000,000	0	100.0%
	砂防	100,000	100,000	0	100.0%
	5 公共施設等 適正管理事業費	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
	道路	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
	緊急措置事業分 計		9,800,000	9,800,000	0
投資单独 計		36,185,000	36,185,000	0	100.0%

3 主要施策（新規・拡充等）

1. 高規格道路の整備推進【公共事業費、県単独土木事業費等で実施】

○予算計上予定額 11,390,416 千円

（ 県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークの早期整備を推進
※R6年度実施内容：山陰近畿自動車道（浜坂道路Ⅱ期）トンネル・橋梁・改良工事
東播磨道（北工区）（仮）国道175号ランプ工事・橋梁工事 等 ）

2. 安心安全な日常の維持管理の強化【県単独土木事業費で実施】

○予算計上予定額 2,000,000 千円

（ 県民の安心安全に直結する日常の維持管理の強化として、「道路区画線の引き直し」「通学路等の年2回の除草」「河川堤防の点検前除草」を実施 ）

3. 堆積土砂撤去事業等の強化【緊急浚渫推進事業費で実施】

○予算計上予定額 2,100,000 千円

（ 令和5年台風7号の出水により堆積箇所が大幅に増加したことから、治水安全度を確保するため、主に重点監視区間※のうち、氾濫の危険性の高い箇所などに加え、人家の密集や河川堆積により流下能力の低下が大きいなど、緊急的に撤去が必要となる箇所を実施
※背後に人家などがある箇所や放置すれば更なる土砂堆積が見込まれる河川合流点付近等 ）

新 4. 地域公共交通事業者人材確保支援事業

○予算計上予定額 29,000 千円

（ 公共交通ネットワークを維持するため、人材確保に取り組む路線バス・タクシー事業者の第2種免許取得費用及び受験資格特例教習受講費用の一部を支援 ）

新 5. 地域公共交通キャッシュレス決済導入支援事業

○予算計上予定額 9,494 千円

（ 公共交通利用時の利便性向上やインバウンド受入環境を整備するため、交通系ICカードのほか、QRコードや非接触型クレジット決済等のキャッシュレス決済の導入を支援 ）

新 6. ビッグデータ活用等渋滞対策検討事業

○予算計上予定額 18,810 千円

（ スマートフォンのGPS位置情報ビッグデータを基に、人や車の移動経路等を詳細に把握・分析を行い、分析結果を踏まえた新たな視点での渋滞対策の施策立案を実施 ）

拡 7. 空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組

○予算計上予定額 25,836 千円

（ 大阪・関西万博開催時における空飛ぶクルマの飛行に必要な離発着場（暫定ポート）の安全柵等を設置 ）

条 例 ・ 事 件 決 議

1 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

(略)

(2) 兵庫県港湾施設管理条例の一部改正

尼崎西宮芦屋港及び姫路港に設置している港湾施設について、新たにその管理を指定管理者に行わせることに伴い、その利用料金の基準額を定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

(略)

(2) 兵庫県港湾施設管理条例の一部改正

ア 港湾施設のうち、起重機の使用の許可を受けた者が納める使用料の金額の上限額を改める(別表第1関係)。

イ 指定管理者が管理する港湾施設のうち、起重機、給水及び野積場を使用する場合の利用料金の基準額を定める(別表第2関係)。

3 施行期日

令和6年4月1日

2 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名 称	市 町 名	負 担 額
武庫川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 宮 市 三 田 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
武庫川流域下水道 (下流処理区)	尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市	1 汚水処理経費 当該年度の計画維持管理費を計画流入水量(分流式、合流式により補正)で除した額に当該市の当該年度の流入水量を乗じて得た額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費(尼崎市、西宮市、伊丹市) 雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得た額
揖保川流域下水道 (揖保川処理区)	姫 路 市 た つ の 市 宍 粟 市 太 子 町	当該年度の計画維持管理費(水質により補正)を計画流入水量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度の実維持管理費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 脇 市 三 木 市 小 野 市 加 西 市 加 東 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (下流処理区)	加 古 川 市 高 砂 市 稲 美 町 播 磨 町	1 汚水処理経費 当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費(加古川市)
猪名川流域下水道 (原田処理区)	伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 猪 名 川 町	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額

3 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
尼崎西宮芦屋港上屋、 給水施設、野積場及び その他施設	姫路市飾磨区細江1282番地 ひょうご埠頭株式会社 代表取締役社長 亀井 浩之	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設の管理運営業務は、公共性を維持しつつ、港湾利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められる。 ひょうご埠頭株式会社は、姫路港及び尼崎西宮芦屋港の港湾施設の公共性を維持しつつ、運営の合理性を図るため、県、姫路市、西宮市、港湾利用者が出資して設立された法人であり、本施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。	
姫路港上屋、起重機、 給水施設、野積場、そ の他港湾施設用地及 びその他施設	姫路市飾磨区細江1282番地 ひょうご埠頭株式会社 代表取締役社長 亀井 浩之	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設の管理運営業務は、公共性を維持しつつ、港湾利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められる。 ひょうご埠頭株式会社は、姫路港及び尼崎西宮芦屋港の港湾施設の公共性を維持しつつ、運営の合理性を図るため、県、姫路市、西宮市、港湾利用者が出資して設立された法人であり、本施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。	
尼崎西宮芦屋港来訪船 舶係留施設並びにこれ に隣接する修景護岸、 駐車場及び緑地	西宮市西宮浜4丁目16番1号 新西宮ヨットハーバー株式会社 代表取締役社長 大谷 俊洋	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は新西宮ヨットハーバーと一体的な施設であることから、同社が一元的に管理することによって、適切で効率的な管理運営が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
尼崎西宮芦屋港兵庫県 立甲子園浜海浜公園	西宮市六湛寺町10番3号 西宮市 市長 石井 登志郎	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本公園は地元市民の要望により設置した公園であり、地元市である同市が管理を行うことで、市民の意向に沿った適正かつ確実な管理運営が期待できる。	
淡路交流の翼港港湾施 設	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は淡路夢舞台に隣接しており、同施設との密接な連携により、その機能が発揮されることから、同社が一元的に管理運営を行うことで、適切で効率的な管理運営が期待できる。	